婚外子差別撤廃のための戸籍法の改正に関する意見書（案）

平成２５年９月４日、最高裁判所大法廷は、１４名の裁判官全員一致で、嫡出でない子の相続分を嫡出子の２分の１とする民法第900条第４号ただし書前段の規定を憲法違反と決定した。既にこの規定は、同年の臨時国会で改正され、発効している。法務省は同時に、戸籍法第４９条第２項第１号の規定のうち、出生届の嫡出子、嫡出でない子の別の記載欄を廃止する改正案を準備していた。しかし、同年９月２６日に最高裁判所第一小法廷が、この規定を合憲と判断したことから、緊急性を要しないという理由等で提出が見送られた。

しかし、同小法廷の判決は、戸籍法の規定は憲法に違反しないとしているものの、「事務処理上不可欠の要請とまではいえない」と明言している上に、制度について見直すべきという裁判官の補足意見も付されており、決して現状を是としていない。婚内子と婚外子を分かつ最も大きな民法の規定が廃止された以上、この戸籍法の規定は、ほとんど意味を成さず、戸籍実務上も、出生届に基づく戸籍の作成に当たっては必要ないと言わざるを得ない。

近年、諸外国でも婚外子差別の撤廃が進み、嫡出子、嫡出でない子の区別自体が子供への不当な差別であるとして、法改正が行われている。我が国の戸籍法の規定も、既に改正された民法の相続分差別の規定と共に、国連人権諸機関から繰り返し法改正を勧告されている。婚外子の人権尊重のために、一刻も早い法改正が望まれる。

また、戸籍の続柄欄において、「長（男・女）」、「二（男・女）」、「三（男・女）」等と出生順に序列を付けているのは、もともとは家督相続の順序を明確にするためであり、家督相続は戦後に廃止されている。

さらに、平成１６年１１月の制度改正以前に出生の届出がなされた婚外子の続柄は、「男」、「女」と記載されており、婚外子差別の要因ともなる。本人又は母の申出により、記載の変更は可能であるが、現に婚外子差別がある中で、自ら名乗り出るには困難が伴う。行政による広報も不十分であり、制度改正を知らない人も大勢いる。

したがって、婚外子差別の要因を除去するため、戸籍実務上、不要な事項

を廃止して事務を簡素化する必要がある。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。

1　戸籍法第４９条第２項第１号を改正し、出生届における、嫡出子、嫡出でない子の別の記載欄を廃止すること。

2　戸籍法第１３条第４号及び第５号を改正し、戸籍の実父母及び養親との続柄欄を廃止すること。なお、続柄欄の廃止に伴い性別を明らかにする必要がある場合は、性別欄を設けること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和２年３月　　日

東京都議会議長　　石　川　良　一

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
宛て